

2019年11月29日
住友生命保険相互会社

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）の登録について

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 橋本 雅博、以下「住友生命」）は、2019年11月29日付で、消費者庁の「内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）」（以下「WCMS^{*}認証」）の登録事業者となりました。

※Whistleblowing Compliance Management Systemの略

内部通報制度認証は、内部通報制度が企業の内部統制およびコーポレートガバナンスの重要な要素であることから、優れた内部通報制度を整備・運用する企業を高く評価するために消費者庁が導入した制度です。

また、自己適合宣言登録制度とは、自社の内部通報制度が消費者庁の定める認証基準に適合していることについて、事業者からの申請に基づき指定登録機関がその内容を確認・登録し、所定のWCMSマークの使用を許諾する制度です。

住友生命では、1999年以降、相談窓口の段階的な整備・充実を図っており、現在では、コンプライアンス違反等について従業員が通報・相談する仕組みとして、「内部通報・相談窓口」を設置しています。

秘密保持の徹底、不利益な取扱いの禁止といった通報者保護について、厳格な運用を行っていることを従業員に周知することで信頼感の醸成を図り、コンプライアンス違反等の未然防止、早期発見および是正に取り組んでいます。WCMS 認証登録により、内部通報制度の信頼性をさらに向上させ、法令等遵守体制の一層の強化を図っていきます。

内部通報制度認証（自己適合宣言登録制度）に基づく WCMS マーク

